
第6章 計画の推進体制及び進行管理

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画の目標達成に向けた、環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくために、以下の方策に沿って本計画の推進を図るものとします。

(1) 高萩市環境審議会

環境基本計画の進行管理や環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「高萩市環境審議会」において、必要に応じて計画の見直しや課題、取組方針等について提言を行います。

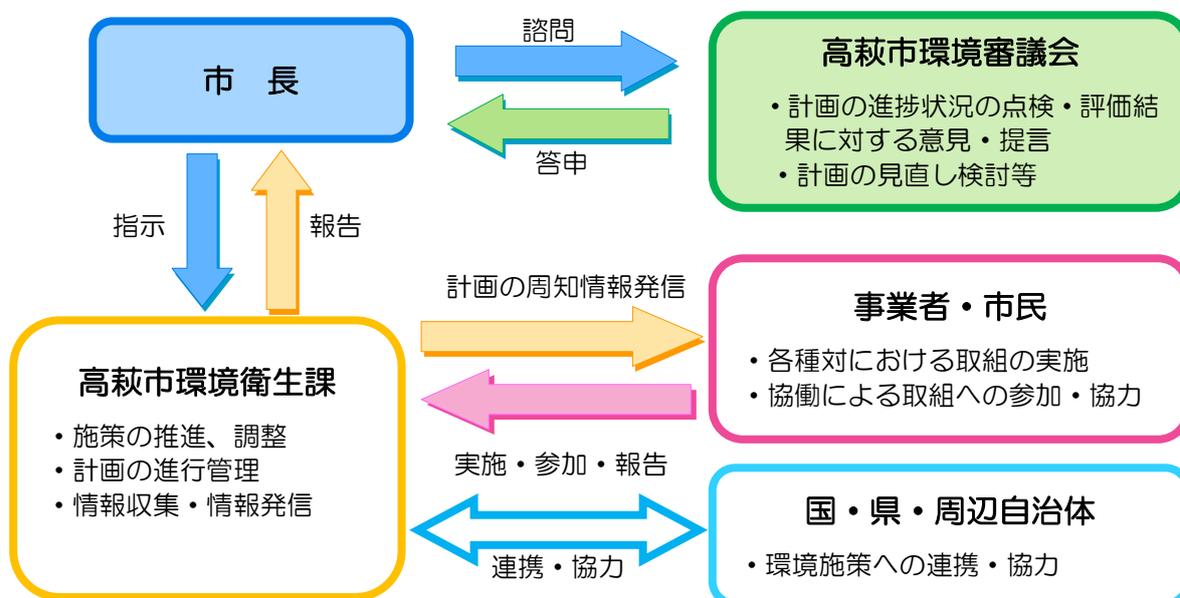
(2) 事業者・市民との協働

本計画に掲げる環境施策を推進するために、事業者、市民に対し、積極的な広報活動による情報発信を図り、協働による取組を進めます。

(3) 広域的な連携

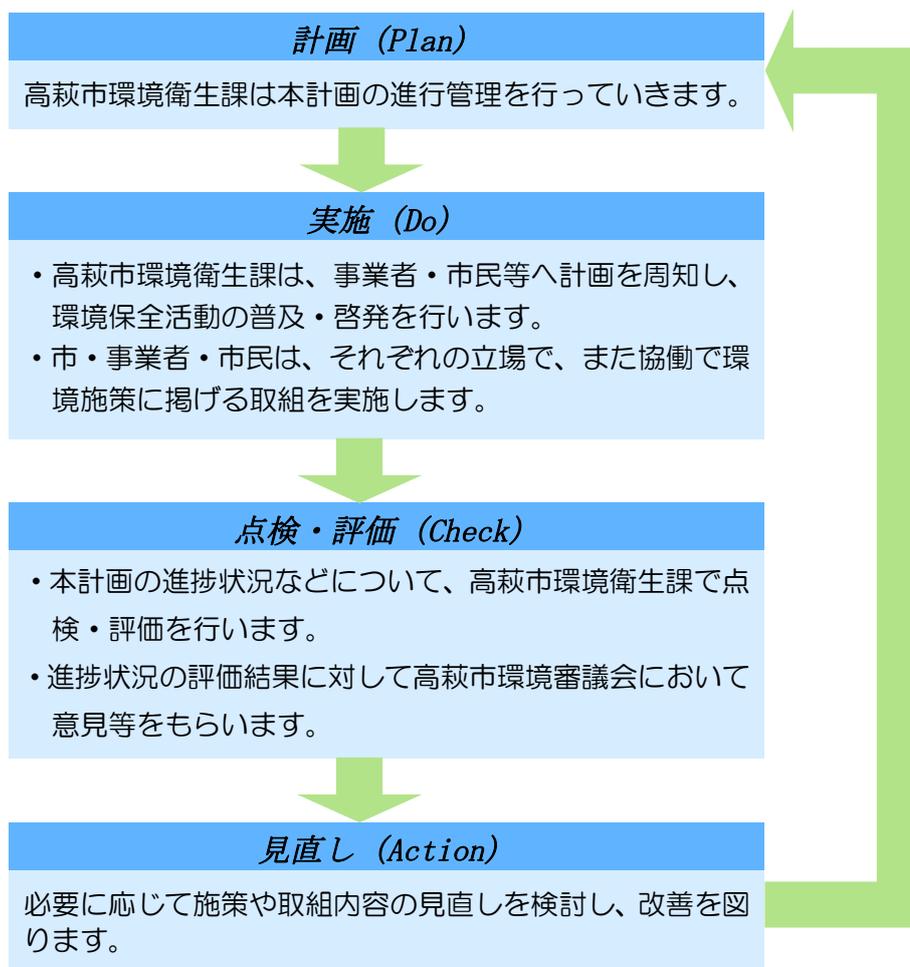
環境の保全と創造に関する広域的な課題や地球環境問題等への対応については、国や県、周辺自治体との連携と協力の下、広域的な視点から取組を推進します。

◆計画の推進体制概念図



2 計画の進行管理

環境基本計画に基づく事業や施策の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）という環境管理システムの PDCA サイクルの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。



第6章

計画の推進体制及び進行管理